

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成27年9月2日(水)

午前10時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第85号 物品の購入について(消防)
  
- 2 議案第75号 平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について(公営)
  
- 3 議案第89号 平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2回)について(公営)
  
- 4 議案第80号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について(総務)
  
- 5 議案第81号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について(人事)
  
- 6 議案第84号 山陽小野田市視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例の制定について(社教)
  
- 7 陳情要望について
  
- 8 閉会中の調査事項について

# 平成27年第3回 9月定例会

## 総務文教常任委員会提出資料

平成27年9月1日提出

- P 1 平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込 その1
- P 2 平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込 その2
- P 3 競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表（全開催）

# 平成26年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計決算見込 その1

## 1. 平成26年度 歳入・歳出決算

歳入額	7,251,144,871 円
歳出額	7,988,171,964 円
差引額	▲ 737,027,093 円
(繰上充用額 7億4,000万円)	

## 2. 平成26年度単年度収支

歳入額	7,251,144,871 円
歳出額(前年度繰上充用金及び基金積立額を除く。)	7,447,557,397 円
差引額	▲ 196,412,526 円

## 3. 1.2号交付金猶予分(見込額)

平成25年度末猶予残額	539,000,000 円
平成26年度交付金猶予分交付額 ア	130,000,000 円
平成26年度末残額見込額	409,000,000 円

## 4. リース料(見込額)

平成25年度末残額	920,559,554 円
平成26年度返済額 イ	76,713,000 円
平成26年度末残額見込額	843,846,554 円

## 5. 累積赤字額

平成25年度末累積赤字額	540,614,567 円
平成26年度解消額(上記 ①) ウ	▲ 196,412,526 円
平成26年度末累積赤字残額	737,027,093 円
(繰上充用額)	

## 6. 3つの債務解消額(上記3. 4. 5より)

平成25年度末3つの債務総額	2,000,174,121 円
平成26年度3つの債務解消額(ア+イ+ウ)	10,300,474 円
平成26年度末3つの債務残額	1,989,873,647 円

## 7. 施設改善基金

平成25年度末(5月末)残額【財政対応分含む。】	539,184,463 円
平成26年度積立額	0 円
利息積立額【財政対応分0円含む。】	111,672 円
平成26年度取崩額	8,450,000 円
・当該年度増減額	▲ 8,338,328 円
平成26年度末残額	530,846,135 円

## 8. 財政調整基金

平成25年度末(5月末)残額	109,181,993 円
平成26年度積立額	10,000,000 円
利息積立額	18,108 円
平成26年度取崩額	3,264,000 円
・当該年度増減額	6,754,108 円
平成26年度末残額	115,936,101 円

【単位 円】

●開催に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
①	本場開催発売金	6,915,118,400		
	入場料収入	3,336,500		H25年度から特別入場料のみ
	場外事務協力費	272,142,199		
	その他収入	42,617,992		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：4,965,594,145
	払戻金		4,822,755,430	
	交付金		142,838,715	うち1.2号交付金の合計：108,312,960
	公営競技納付金		0	
③	開催経費			開催経費の合計：1,645,807,459
	賞典費		561,411,240	
	事務協力費		496,057,659	
	返還金		9,967,200	
	その他開催経費		578,371,360	その他開催経費、職員人件費、一時借入金利子償還金等
④	その他支出			
⑤	包括的民間委託料		621,813,487	※日本写真判定
⑥	合 計	7,233,215,091	7,233,215,091	
	(A) 歳入 - 歳出		0	※50,000,000円が収益保証。残額については甲乙協議の部分。

●開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑦	基金繰入			
	財調基金繰入金	3,264,000		※地域公益事業等へ充当
	施設基金繰入金	8,450,000		※耐震診断委託料等へ充当
	社会資本整備総合交付金	6,086,000		※耐震診断委託料へ充当
	財政調整基金利子	18,108		
	施設改善基金利子	111,672		
	歳入欠陥補てん収入	0		
	収益保証	50,000,000		
⑧	特例交付金支払		130,000,000	※特例交付金平準化（H29年度まで）
	リース料		76,713,000	※リース料平準化（H37年度まで）
	耐震診断委託		14,536,800	
	地域公益事業		3,264,516	
	財政調整基金積立金		10,018,108	
	施設改善基金積立金		111,672	
	固有経費		29,698,210	
	前年度繰上充用金		540,614,567	
	⑨	合 計	67,929,780	804,956,873
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 737,027,093	

合 計 (A) + (B)		▲ 737,027,093
小型会計歳入歳出合計	7,251,144,871	7,988,171,964

※ 注：収益保証は会計外

債務解消額（特例交付金・リース料の計）	206,713,000
単年度収支額（赤字解消額）	▲ 196,412,526
3つの債務解消額	10,300,474

競走場別車券売上金額入場者数利用者数集計表（全開催）

公益財団法人JKA オートレース事業部

比較年月日（2013/4/1～2014/3/31）

対象年月日（2014/4/1～2015/3/31）

（単位：円、人）

競走場	開催日数 (下段：前年)	総車券売上額		車券売上額内訳								本場一人 平均購買額	本場入場者数		電話投票利用者数 内訳			場外利用者数内訳	
		前年比	一日平均 前年比	本場売上額 構成比 前年比	電話投票売上額 内訳			場外売上額 内訳		前年比	一日平均 前年比		オフィ シャル 前年比	民間 ポータル 前年比	重勝式 (民間) 前年比	場間場外 利用者数 前年比	専用場外 利用者数 前年比		
					オフィ シャル 構成比 前年比	民間ポータル 構成比 前年比	重勝式(民間) 構成比 前年比	場間場外 構成比 前年比	専用場外 構成比 前年比										
船橋	62	8,821,121,900	142,276,100	1,527,319,000	2,280,906,300	811,009,700		4,035,136,400	166,750,500	12,700	120,119	1,937	318,727	110,826		475,724	10,541		
	69	85.5%	95.2%	75.6%	78.2%	154.3%		84.3%	245.5%	97.7%	77.6%	86.4%	80.2%	174.6%		92.9%	144.0%		
川口	106	17,753,762,200	167,488,300	7,016,331,700	3,984,670,300	1,390,749,300		5,055,955,200	306,055,700	10,600	655,754	6,186	561,772	196,855		588,811	20,888		
	105	100.3%	99.3%	92.2%	99.0%	152.5%		100.1%	278.1%	93.0%	98.7%	97.8%	99.4%	176.8%		108.9%	186.4%		
伊勢崎	85	12,504,751,200	147,114,700	3,297,495,800	3,193,202,500	1,098,475,400	911,039,900	3,768,188,700	236,348,900	9,800	333,210	3,920	455,923	158,844	593,657	464,892	15,681		
	84	94.3%	93.2%	92.3%	90.2%	151.2%	79.7%	89.7%	312.5%	87.5%	105.2%	104.0%	90.8%	168.1%	72.6%	102.6%	149.0%		
浜松	78	10,310,693,000	132,188,300	2,095,431,000	2,662,134,400	941,576,000		4,410,987,900	200,563,700	7,800	267,706	3,432	386,449	135,218		502,915	14,269		
	77	101.0%	99.7%	84.7%	91.8%	269.1%		99.7%	337.3%	91.8%	92.5%	91.3%	95.7%	333.4%		114.7%	187.5%		
飯塚	87	10,522,855,600	120,952,300	2,091,313,300	3,144,830,600	1,026,241,700		4,028,054,400	232,415,600	8,800	236,269	2,715	447,831	152,905		527,764	16,417		
	84	100.3%	96.9%	92.4%	95.5%	165.0%		94.9%	332.1%	97.8%	94.8%	91.6%	95.8%	183.8%		118.2%	184.7%		
山陽	46	6,905,151,200	150,111,900	776,845,400	1,746,946,500	627,226,800		3,613,508,700	140,623,800	10,800	71,272	1,549	242,589	86,609		415,614	8,985		
	45	101.9%	99.7%	84.7%	90.6%	184.7%		101.8%	369.0%	98.2%	86.1%	84.3%	95.2%	205.3%		114.5%	185.6%		
合計	464	66,818,335,100	144,005,000	16,804,736,200	17,012,690,600	5,895,278,900	911,039,900	24,911,831,300	1,282,758,200	9,900	1,684,330	3,630	2,413,291	841,257	593,657	2,975,720	86,781		
	464	97.2%	97.2%	89.1%	91.4%	169.6%	79.7%	94.9%	304.6%	92.5%	95.8%	95.9%	93.1%	193.3%	72.6%	108.1%	172.2%		

\*構成比は総車券売上額に対するもの。

\*重勝式発売日数： 345日

議案第80号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について

1 番号法第9条において、個人番号の利用範囲を規定

(1) 番号法別表第1上欄に掲げられている機関が同表下欄に掲げられている事務において利用する場合（第1項）

山陽小野田市で利用予定の事務

ア 住民基本台帳に関する事務

イ 個人住民税に関する事務

ウ 固定資産税に関する事務

エ 軽自動車税に関する事務

オ 公営住宅の管理に関する事務

カ 国民健康保険に関する事務

キ 後期高齢者医療保険に関する事務

ク 国民年金に関する事務

ケ 介護保険に関する事務

コ 障害者福祉に関する事務

サ 生活保護に関する事務

シ 児童手当に関する事務

ス 児童扶養手当に関する事務

セ 保育所における保育の実施に関する事務

ソ 子ども・子育て支援に関する事務

タ 予防接種に関する事務

チ 母子保健に関する事務

ツ 保健指導に関する事務

(2) 地方公共団体が福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定める場合（第2項）

(3) 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務において利用する場合（第3項）

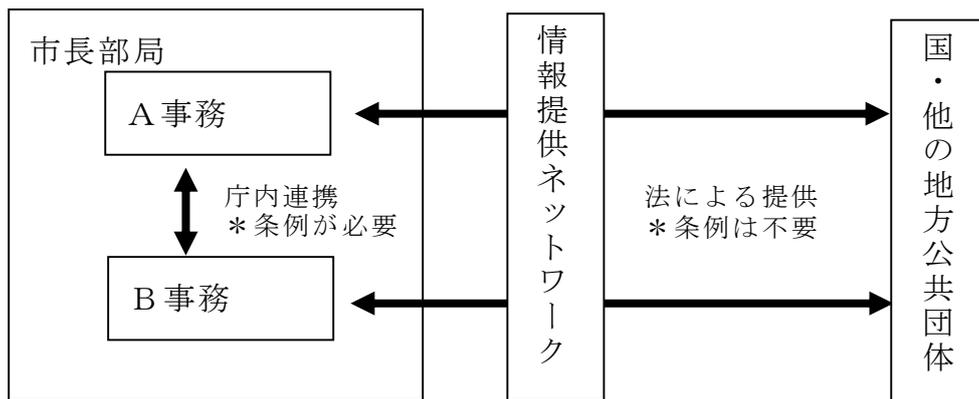
2 上記 1 (2)に基づき条例で定めるもの

- (1) 法定利用事務以外の事務であって個人番号を利用する場合（独自利用）  
 （条例第 4 条第 1 項（別表第 1））

山陽小野田市で利用予定の事務

- ア 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務  
 イ 山陽小野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅に関する事務

- (2) 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）



- ア 個別に規定するもの（条例第 4 条第 2 項（別表第 2））

(ア) 独自利用事務であって、庁内連携するもの

(イ) 法定利用事務であって、番号法別表第 2 の連携以外の庁内連携をするもの

- イ 包括的に規定するもの（条例第 4 条第 3 項）

法定利用事務であって番号法別表第 2 の庁内連携をするもの

(例)

番号法別表第二

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
三十一 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの



(27年9月2日 総務文教委員会資料) 厚狭図書館 2階 視聴覚ライブラリー

